

株主各位

第148期定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示情報

- I. 会社の新株予約権等に関する事項
- II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- III. 会社の支配に関する基本方針
- IV. 連結株主資本等変動計算書
- V. 連結注記表
- VI. 株主資本等変動計算書
- VII. 個別注記表

平成28年6月6日

オリンパス株式会社

上記の事項は、法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト
(<http://www.olympus.co.jp/jp/ir/stock/meeting/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされる情報です。

I. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 新株予約権の内容の概要

発行決議日	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間	対象者
平成25年8月8日 (第1回)	401個	普通株式 40,100株	1株当たり 2,940円	1株当たり1円	(注) 1.	取締役および 執行役員
平成26年6月26日 (第2回)	410個	普通株式 41,000株	1株当たり 3,625円	1株当たり1円	(注) 1.	取締役および 執行役員
平成27年6月26日 (第3回)	387個	普通株式 38,700株	1株当たり 4,415円	1株当たり1円	(注) 1.	取締役および 執行役員

- (注) 1. ①新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後から10年に限って新株予約権を行使することができます。
 ②新株予約権者が、当社の取締役または執行役員退任後、当社の監査役に就任した場合は、新株予約権を行使することができるのは、監査役の地位を喪失した日の翌日の1年後からの10年間とします。
 ③その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによります。
 2. 「新株予約権割当契約書」の定めに従い、執行役員の退職により上記新株予約権の数のうち第1回新株予約権が10個、第2回新株予約権が10個、第3回新株予約権が3個、それぞれ減少しています。

2. 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

区分	発行回次	個数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回新株予約権	115個	普通株式11,500株	5名
取締役 (社外取締役を除く)	第2回新株予約権	115個	普通株式11,500株	5名
取締役 (社外取締役を除く)	第3回新株予約権	119個	普通株式11,900株	5名

3. 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

区分	発行回次	個数	目的となる株式の種類および数	交付者数
執行役員	第3回新株予約権	268個	普通株式26,800株	19名

- (注) 1. 執行役員には、取締役兼務者は含まれません。
 2. 「新株予約権割当契約書」の定めに従い、執行役員の退職により当事業年度中に新株予約権の個数が3個減少しています。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 当社および子会社の取締役ならびにその使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、オリンパスグループ企業行動憲章およびオリンパスグループ行動規範を制定しており、各種方針および社規則の制定ならびに改定を行いました。また、コンプライアンス意識向上のためチーフ・コンプライアンス・オフィサーによる国内外グループ会社におけるコンプライアンス説明会を日本、欧州、米国、アジア地域で計9回実施しました。さらに、コンプライアンス委員会を3回開催しコンプライアンス活動状況について報告しました。加えて、グローバルコンプライアンスコミティを4回開催したほか、コンプライアンスの意識調査やセルフアセスメントをグローバルに実施しました。
- ・当社は、社内外に設置しているコンプライアンスヘルプラインにおいて随時通報を受け付け、通報内容および調査結果を監査役に報告しました。
- ・当社は、CSR委員会を開催し、取り組み状況について経営執行会議に報告しました。
- ・当社の監査室は、内部監査規程に基づき、監査計画や監査実施状況等について、社長および取締役会に報告しました。また、内部統制実施方針に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用状況を取締役会に報告しました。
- ・当社は、主要な子会社に取締役および監査役を派遣しているほか、子会社の重要事項についてはオリンパスグループ内部統制規程および各地域の内部統制規程に基づき、当社において審議しました。
- ・当社は、当社および子会社の新規取引に関して反社会的勢力排除規程に基づいた調査を実施しました。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・当社は、文書管理規程に基づき、取締役会議事録、有価証券報告書および社規則等の作成および保存を行いました。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、オリンパスグループの重要事項について、経営執行会議で十分な審議を行ったうえで取締役会に上程しています。また、経営執行会議および取締役会を定期的に開催しました。さらに、電子決裁システムによる決裁手続きの適正な運用によりグループの事業リスクの管理を行いました。
- ・当社は、必要な教育・研修および会議体を開催する等によりオリンパスグループとしてリスクマネジメントに取り組みました。さらに、CSR委員会においてリスクアセスメントを実施したほか災害が発生した場合での迅速な対応のための訓練等を実施しました。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、取締役の職務の執行状況について担当役員による報告を行いました。また、次年度を初年度とする中期経営基本計画（16CSP）を十分審議し意思決定を行いました。なお、当期において取締役会を23回開催しました。

5.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社は、子会社から実績の報告を毎月受けたほか、四半期および年間レビューを行いました。また、主要な子会社に取締役および監査役を派遣しています。さらに、グローバル経営執行会議を3回開催し、必要な報告および討議を行いました。

6.当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、従来から監査役室を設置しており、専任の使用人を2名、兼任の使用人を1名配置しています。また、社規則に基づき執行からの独立性を確保するとともに、監査役の使用人に対する指示の実効性を確保しました。

7.当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ・当社は、監査役が、取締役、執行役員および使用人との意見交換を必要に応じて実施できるようにしました。また、監査役が、経営執行会議およびグローバルコンプライアンスコミッティ等へ出席する機会を確保しました。さらに、コンプライアンスに関する状況をはじめ、内部通報状況および調査結果を監査役に報告しました。

8.監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、監査役の職務を支える体制に係る規程を定め、監査役に報告したことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いはありません。

9.当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役の求めに応じて、必要な費用においては適宜精算しました。

10.その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、監査役の求めに応じ、取締役、執行役員および使用人との意見交換を必要に応じて実施し、監査役の監査の実効性を高めました。また、経営執行会議およびグローバルコンプライアンスコミッティ等へ出席する機会を確保しました。さらに当社の監査役は、関係会社監査役連絡会を3回開催するとともに、子会社の監査役との面談も実施しました。

Ⅲ. 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

2. 基本方針の実現のための取組み

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は、平成24年4月に発足した新経営体制により、平成25年3月期を初年度とした5か年の新中期ビジョンを平成24年6月に発表し、新経営体制における経営方針を「原点回帰」、「One Olympus（ワン・オリンパス）」、「利益ある成長」の3つとしました。こうした経営方針に基づき、オリンパス再生と新たな価値創造を実現するため、①事業ポートフォリオの再構築・経営資源の最適配分、②コスト構造の見直し、③財務の健全化、④ガバナンスの再構築の4つの基本戦略を実行しています。また、平成24年9月に発表したソニー株式会社との業務提携および資本提携に加え、平成25年7月には新株発行等により約1,100億円の資金調達を実施しました。これらにより財務基盤を強化するとともに、中期ビジョンの達成に向けた取組みを加速することで企業価値の向上を図っていきます。

当社では、過去の損失計上の先送り等に係る一連の問題が生じたことから、今後このような事態を二度と引き起こさないために、外部有識者による経営改革委員会の助言を得て検討し社内検討チームで取りまとめた再発防止策を、平成24年4月に発足した新経営体制の下で着実に実施しており、コーポレート・ガバナンス体制の強化、内部統制システムの整備およびコンプライアンスの見直しを引き続き進めています。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

(i) 当社は、平成27年6月26日開催の第147期定時株主総会の決議により、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新しました（以下、更新されたプランを「本プラン」といいます。）。

(ii) 本プランの内容

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する当社株式の大量買付を抑止するとともに、当社株式の大量買付が行われる際に、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを判断し、もしくは当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案するために必要な時間や情報を確保したり、または株主の皆さまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

本プランは、①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または②当社が発行者である株券等について、公開買付を行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付に該当する、当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。また、買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとします。

(iii) 本プランの手続および発動要件等

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等、および当社が交付する書式に従った株主の皆さまの判断等のために必要な所定の情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出し、また、当社取締役会は、受領した買付説明書を、社外取締役等により構成される特別委員会に送付します。

特別委員会は、買付者等および当社取締役会からの情報等、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行うとともに、買付者等との協議等を行います。また、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができます。その上で、特別委員会は、買付者等による買付等が、本プランに定められた手続に従わない買付等である場合や当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合であって、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合等所定の発動事由のいずれかが存すると判断した場合には、特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。また、当社取締役会は、特別委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合等には、株主総会を招集し、株主の皆さまの意思を確認することができます。当社取締役会は、上記の特別委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議を行い、また、上記の株主総会の決議が存する場合には、その決議に従います。

本プランに従い株主に対して割り当てられる予定の新株予約権は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、原則として、新株予約権1個につき普通株式1株を取得することができ、また、所定の非適格者による権利行使が（一定の例外事由が存する場合を除き）認められないという行使条件、および当社が非適格者以外の者から当社株式1株と引換えに未行使の新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されています。

本プランの有効期間は、原則として、平成27年6月26日開催の第147期定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされています。

(3) 上記(2)の取組みに関する当社の取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、①株主総会において株主の承認を得たうえで導入されたものであること、②一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆さまの意思を確認する仕組みが設けられていること、③本プランの有効期間が1年間と定められたうえ、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、④独立性を有する社外取締役等から構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、⑤特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること、⑥本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

(ご参考)

このたび当社は、平成28年5月2日開催の取締役会において、平成28年6月28日開催予定の第148期事業年度に係る定時株主総会の終結の時をもって本プランを更新せずに廃止することを決議しました。

IV. 連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日 期首残高	124,520	90,940	113,817	△1,111	328,166
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,422		△3,422
親会社株主に帰属する当期純利益			62,594		62,594
自己株式の取得				△12	△12
自己株式の処分		0		1	1
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額 (純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	0	59,172	△11	59,161
平成28年3月31日 期末残高	124,520	90,940	172,989	△1,122	387,327

項目	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
平成27年4月1日 期首残高	24,764	△8	15,285	△12,745	27,296	260	1,532	357,254
当連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△3,422
親会社株主に帰属する当期純利益								62,594
自己株式の取得								△12
自己株式の処分								1
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額 (純額)	183	1	△23,971	△8,477	△32,264	168	△36	△32,132
連結会計年度中の変動額合計	183	1	△23,971	△8,477	△32,264	168	△36	27,029
平成28年3月31日 期末残高	24,947	△7	△8,686	△21,222	△4,968	428	1,496	384,283

V. 連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 118社

主要な連結子会社の名称 Olympus Corporation of the Americas
Olympus Europa Holding SE
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited

連結範囲の変更

(新規) 1社

Olympus MEA FZ-LLCは当連結会計年度において設立したため、連結子会社に含めています。

(除外) 16社

オリンパスイメージング(株)他7社は、当連結会計年度に当社または他の連結子会社と合併したことに伴い、連結子会社から除外しています。

(株)アルティス、(株)ヒューマラボ他6社は、当連結会計年度に清算したことにより、連結子会社から除外しています。

(2) 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称 オリンパスサポートメイト(株) 他1社

非連結子会社2社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響額が軽微であるため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数 4社

主要な会社等の名称 (株)アダチ
Olympus Opto Systems India Private Limited
オリンパスRMS(株)
ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社オリンパスサポートメイト(株)他1社は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用から除外しています。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ①有価証券
- 満期保有目的の債券 ……………償却原価法
 - その他有価証券
時価のあるもの ……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの ……………移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。
- ②デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 ……………時価法
- ③たな卸資産 ……………主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く） ……………主として定額法
- 車両運搬具、工具及び備品 ……………主として法人税法に基づく耐用年数によっています。
 - その他の有形固定資産 ……………主として機能的耐用年数の予測に基づいて決定した当社所定の耐用年数によっています。
- ②無形固定資産（リース資産を除く） ……………定額法
主として経済的見積耐用年数によっています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年から5年）によっています。
- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な引当金の計上方法

- ①貸倒引当金
売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ②製品保証引当金
販売済製品に対して保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、所定の基準により計上しています。
- ③役員退職慰労引当金
国内の連結子会社においては、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しています。

④事業整理損失引当金

当社グループの行う事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しています。

⑤訴訟損失引当金

訴訟の進行状況等に鑑み、訴訟等に係る損失に備えるため、必要と認められる金額を合理的に見積り、損失負担見込額を計上しています。

⑥ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの使用による売上値引に備えるため、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要な繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費 ……支出時に全額費用として処理しています。

②退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による按分額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による按分額を翌連結会計年度より費用処理しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額に係る調整累計額に計上しています。

③収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に……主としてリース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によってい
係る収益の計上基準 ……ます。

④重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っています。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たすものについて、特例処理を採用しています。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ……為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象 ……外貨建金銭債権債務の予定取引、借入金

ヘッジ方針

デリバティブに関する権限及び取引限度額を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、並びに金利変動リスクをヘッジしています。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、主に5年から20年の間で均等償却しています。

⑥消費税等の会計処理

税抜き方式によっています。

⑦連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社をそれぞれ連結納税親会社とする連結納税制度を適用しています。

会計方針の変更に関する注記

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

減価償却方法の変更

従来、当社及び国内連結子会社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

当社グループでは、平成24年6月に公表した「中期ビジョン」の基本戦略である事業ポートフォリオの再構築・経営資源の最適配分のために、事業ドメインを「医療事業」「科学事業（旧ライフ・産業事業）」「映像事業」と位置付け、主力事業である「医療事業」を中心に戦略的に経営資源を投下する方針を明確にしています。

この一環として平成27年4月に実施した経営統合、組織の新体制移行により、従来の医療事業、科学事業、映像事業の3事業の独立性の高い分社制から、医療事業に対して経営資源を重点配分しやすい事業運営体制へシフトしており、これを機に、当社グループが所有する有形固定資産の使用実態をより適切に反映する減価償却方法を再度検討しました。

当社グループでは、主力事業であり、かつ国内の有形固定資産の大半が帰属する医療事業において生産体制の再構築を進める中で、一部医療用処置具の生産を海外に移管する一方、高付加価値分野である消化器内視鏡等については国内で安定的に生産することを計画しております。また、当連結会計年度から国内の主要製造拠点で新棟が順次稼働し、減価償却費全体に占める建物の減価償却費の割合が相対的に増加しますが、このような状況のもと国内の有形固定資産は総じて長期安定的に稼働することが見込まれることから、減価償却方法を統一的に定額法に変更しています。

この結果、従来の方によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ3,637百万円増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 281,999百万円

2. 偶発債務

(1) 保証債務

(相手先)	(内 容)	(金 額)
ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社	銀行借入金	5,915百万円
従業員	住宅資金借入金等	34百万円
計		5,949百万円

(2) 訴訟等

当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が損害賠償を求め、または訴訟を提起しております。このうち、訴訟による請求の一部については訴訟の進行状況等に鑑み、訴訟損失引当金を計上しております。また、その他の訴訟による請求、及び損害賠償請求についても、今後の進行状況等によっては、引当金を計上すること等により当社の連結業績に影響が生じる可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることはできません。

なお、当連結会計年度末において訴訟損失引当金を計上している訴訟は、ティーチャーズ・リタイアメント・システム・オブ・ステート・オブ・イリノイ等による平成24年6月28日付訴状による訴訟及びカリフォルニア・ステート・ティーチャーズ・リタイアメント・システム等による平成25年6月27日付訴状による訴訟です。

3. 受取手形割引高 123百万円
(うち輸出為替手形割引高) 123百万円

4. 貸倒引当金

貸倒引当金のうち7,211百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「その他」に計上された長期未収入金7,211百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求を行う予定です。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 342,671,508株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,422	10	平成27年3月31日	平成27年6月29日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成28年6月28日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案しています。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	5,818	利益剰余金	17	平成28年3月31日	平成28年6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な預金等を中心に資金運用を行っており、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、内部規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び事業投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しています。なお、デリバティブは内部規程に従い、実需の範囲で行うこととしています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、重要性が乏しいもの並びに時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません。（注）2.をご参照ください）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	166,554	166,554	—
(2) 受取手形及び売掛金	140,666	140,666	—
(3) 投資有価証券	67,871	67,871	—
資産計	375,091	375,091	—
(4) 支払手形及び買掛金	40,597	40,597	—
(5) 短期借入金	6,656	6,656	—
(6) 社債（一年内償還予定社債を含む）	55,000	55,614	614
(7) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）	259,482	268,603	9,121
負債計	361,735	371,470	9,735
(8) デリバティブ取引	217	217	—

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(7) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(8)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。

(8) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、契約を締結している取引先金融機関から提示された価格によっています。金利スワップの特例処理、外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引について、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しています。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式	177
② その他	1,147
合計	1,324

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積るには多大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、〔(3)投資有価証券〕には含めていません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,117.24円
2. 1株当たり当期純利益	182.90円

後発事象に関する注記

該当事項はございません。

その他の注記

1. 事業構造改革費用

「事業構造改革費用」1,209百万円は、映像事業を取り巻く市場縮小と変化に対応するため、事業構造を見直したことに伴って発生した費用です。

2. 証券訴訟関連損失

当社は、過去の損失の計上を先送りするために平成13年3月期から平成24年3月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書に虚偽記載を行ったことにより損害を受けたとして、複数の個人及び機関投資家から損害賠償の請求を受けています。「証券訴訟関連損失」2,072百万円は当該損害賠償請求に関連する損失であり、その主な内訳は和解金です。

3. 米国反キックバック法等関連損失

Olympus Corporation of the Americas（「OCA」）は、同社の平成18年から平成23年の米国医療事業関連活動に関して、米国司法省の米国反キックバック法及び米国虚偽請求取締法に基づく調査を受けておりましたが、平成28年2月29日に米国司法省との間で訴追の留保及び民事上の和解に関する協定の締結に合意しました。

またOCAは、平成23年10月より当社の間接米国子会社であるOlympus Latin America, Inc.（「OLA」）およびそのブラジル子会社であるOlympus Optical do Brasil, Ltda.（「OBL」）の医療事業関連活動に関して米国海外腐敗行為防止法（「FCPA」）に基づく米国司法省の調査を受けておりました。平成28年2月29日に、OLAおよび当社子会社（OCA含む）は本件に関して米国司法省との間で訴追の留保に関する協定の締結に合意しました。

「米国反キックバック法等関連損失」18,814百万円は、これらの協定を受けて罰金、制裁金および関連する利子等を計上したことによるものです。

4. 企業結合関係

共通支配下の取引等

当社は、平成27年4月1日に、当社の完全子会社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社の医療事業（各国における医療機器法規制対応機能及び製造機能の一部を除く）を吸収分割により承継するとともに、当社の完全子会社であるオリンパスイメージング株式会社を吸収合併いたしました。また、上記の組織再編に加え、当社の完全子会社であるオリンパス知的財産サービス株式会社との吸収合併も併せて実施いたしました。これは平成26年12月19日開催の取締役会における決議によるものです。

1. 取引の概要

(1)吸収分割

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 医療事業

事業の内容 医療用内視鏡等医療機器の製造販売（各国における医療機器法規制対応機能及び製造機能の一部を除く）

総資産 143,544百万円

負債 106,397百万円

純資産 37,147百万円

②企業結合日

平成27年4月1日

③企業結合の法的形式

オリンパスメディカルシステムズ株式会社を吸収分割会社とし、オリンパス株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

オリンパス株式会社

(2)吸収合併

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称

オリンパスイメージング株式会社

事業の内容 デジタルカメラ等の製造販売

総資産 39,298百万円

負債 30,485百万円

純資産 8,813百万円

オリンパス知的財産サービス株式会社

事業の内容 知的財産権に関する調査及び分析並びに知的財産権の管理

総資産 269百万円

負債 156百万円
純資産 113百万円

②企業結合日

平成27年4月1日

③企業結合の法的形式

オリンパス株式会社を吸収合併存続会社、オリンパスイメージング株式会社及びオリンパス知的財産サービス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

オリンパス株式会社

(3)取引の目的を含む取引の内容

当社は、「中期ビジョン」を推し進め、次期中長期計画において更なる成長を果たすべく、「One Olympus」を一層推進し、全社経営資源の最適配置・最大活用を実現するために、医療、映像事業の分社体制の見直し等により、医療事業の分社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社及び映像事業の分社であるオリンパスイメージング株式会社の3社間による組織再編を実施いたしました。また、上記の組織再編に加え、当社グループの知的財産権に関連する業務の効率化、機能の強化を図るため、当社の完全子会社であるオリンパス知的財産サービス株式会社との吸収合併も併せて実施することといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

5. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後開始する連結会計年度より法人税率等の引下げ等が行なわれることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については、30.9%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以後に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更による影響により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は507百万円減少し、法人税等調整額が792百万円、その他有価証券評価差額金が501百万円それぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額が216百万円減少しております。

Ⅵ. 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		
					圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金	
平成27年4月1日期首残高	124,520	90,940	—	90,940	1,687	32,487	34,174
当期変動額							
剰余金の配当						△3,422	△3,422
当期純利益						102,968	102,968
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			
圧縮記帳積立金の取崩					△359	359	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	0	0	△359	99,904	99,545
平成28年3月31日期末残高	124,520	90,940	0	90,940	1,328	132,391	133,719

項目	株主資本		評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成27年4月1日期首残高	△1,111	248,523	23,758	—	23,758	260	272,541
当期変動額							
剰余金の配当		△3,422					△3,422
当期純利益		102,968					102,968
自己株式の取得	△12	△12					△12
自己株式の処分	1	1					1
圧縮記帳積立金の取崩		—					—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			406	△7	399	168	567
当期変動額合計	△11	99,534	406	△7	399	168	100,101
平成28年3月31日期末残高	△1,122	348,057	24,164	△7	24,157	428	372,642

Ⅵ. 個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
- ①満期保有目的の債券 ……償却原価法
 - ②子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法
 - ③その他有価証券
時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの ……移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。
- (2) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 ……時価法
- (3) たな卸資産 ……先入先出法に基づく原価法
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く） ……定額法
- ①車両運搬具、工具及び備品 ……法人税法に基づく耐用年数によっています。
 - ②その他の有形固定資産 ……機能的耐用年数の予測に基づいて決定した当社所定の耐用年数によっています。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く） ……定額法
法人税法に基づく耐用年数によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年から5年）によっています。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- (2) 製品保証引当金
販売済製品に対して当社の保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、当社所定の基準により計上しています。

- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しています。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を翌期より費用処理しています。
- (4) 事業整理損失引当金
一部の子会社の行う事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しています。
- (5) 訴訟損失引当金
訴訟の進行状況に鑑み、訴訟等に係る損失に備えるため、必要と認められる金額を合理的に見積り、損失負担見込額を計上しています。
- (6) ポイント引当金
顧客に付与されたポイントの使用による売上値引に備えるため、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 重要な繰延資産の処理方法
株式交付費及び社債発行費 ……支出時に全額費用として処理しています。
- (2) ヘッジ会計の方法
 - ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約が付されている外貨建売掛金については、振当処理を行っています。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しています。
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ・ヘッジ手段 ……為替予約取引、金利スワップ取引
 - ・ヘッジ対象 ……外貨建売掛金の予定取引、借入金
 - ③ヘッジ方針
デリバティブに関する権限及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、並びに金利変動リスクをヘッジしています。
 - ④ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。
- (3) 消費税等の会計処理
税抜き方式によっています。
- (4) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しています。

会計方針の変更に関する注記

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した当事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する当事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。これによる損益に与える影響はございません。

減価償却方法の変更

従来、当社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

当社グループでは、平成24年6月に公表した「中期ビジョン」の基本戦略である事業ポートフォリオの再構築・経営資源の最適配分のために、事業ドメインを「医療事業」「科学事業」「映像事業」と位置付け、主力事業である「医療事業」を中心に戦略的に経営資源を投下する方針を明確にしています。

この一環として平成27年4月に実施した経営統合、組織の新体制移行により、従来の医療事業、科学事業、映像事業の3事業の独立性の高い分社制から、医療事業に対して経営資源を重点配分しやすい事業運営体制へシフトしており、これを機に、当社グループが所有する有形固定資産の使用実態をより適切に反映する減価償却方法を再度検討しました。

当社グループは、主力事業であり、かつ国内の有形固定資産の大半が帰属する医療事業において生産体制の再構築を進める中で、一部医療用処置具の生産を海外に移管する一方、高付加価値分野である消化器内視鏡等については国内で安定的に生産することを計画しております。また、当事業年度から国内の主要製造拠点で新棟が順次稼働し、減価償却費全体に占める建物の減価償却費の割合が相対的に増加しますが、このような状況のもと国内の有形固定資産は総じて長期安定的に稼働することが見込まれることから、当社グループの減価償却方法を統一的に定額法に変更し、当社の有形固定資産の減価償却方法についても定額法にしています。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益が2,777百万円、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ3,364百万円増加しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 125,567百万円

2. 偶発債務

(1) 保証債務 10,867百万円

上記には関係会社に対する保証予約等10,833百万円が含まれています。

(2) 訴訟等

当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が損害賠償を求め、または訴訟を提起しております。このうち、訴訟による請求の一部については訴訟の進行状況等に鑑み、訴訟損失引当金を計上しております。また、その他の訴訟による請求、及び損害賠償請求についても、今後の進行状況等によっては、引当金を計上すること等により当社の業績に影響が生じる可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることはできません。

なお、当事業年度末において訴訟損失引当金を計上している訴訟は、ティーチャーズ・リタイアメント・システム・オブ・ステート・オブ・イリノイ等による平成24年6月28日付訴状による訴訟及びカリフォルニア・ステート・ティーチャーズ・リタイアメント・システム等による平成25年6月27日付訴状による訴訟です。

3. 関係会社に対する短期金銭債権 105,586百万円

4. 関係会社に対する長期金銭債権 10,982百万円

5. 関係会社に対する短期金銭債務 77,026百万円

6. 輸出為替手形割引高 123百万円

7. 貸倒引当金

貸倒引当金のうち7,211百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「長期未収入金」に計上された7,211百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求を行う予定です。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

313,394百万円

仕入高

201,907百万円

その他の営業取引

30,833百万円

営業取引以外の取引による取引高

4,949百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 342,671,508株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 436,607株
単元未満株式の買取りにより、当事業年度末における普通株式の自己株式は2,371株増加しています。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

たな卸資産	4,370百万円
前払費用	6,877百万円
未払賞与	3,108百万円
固定資産	8,036百万円
投資有価証券	3,920百万円
関係会社株式	7,966百万円
貸倒引当金	4,388百万円
その他	5,257百万円
繰越欠損金	20,039百万円
繰延税金資産小計	63,961百万円
評価性引当額	△35,380百万円
繰延税金資産合計	28,581百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△9,352百万円
圧縮記帳積立金	△586百万円
前払年金費用	△5,241百万円
その他	△222百万円
繰延税金負債合計	△15,401百万円
繰延税金資産の純額	13,180百万円

2. 追加情報

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）、「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後開始する事業年度より法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については、30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更による影響により、繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が80百万円減少し、法人税等調整額420百万円、その他有価証券評価差額が500百万円、それぞれ増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備の一部及び電子計算機等はリース契約により使用しています。

関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	株式会社アルティス	所有 直接 95.9	資金の援助 役員の兼任	債権放棄 (注1)	4,518	—	—
	株式会社ヒューマラボ	所有 直接 87.3	資金の援助 役員の兼任	債権放棄 (注1)	5,521	—	—
	Olympus Corporation of the Americas	所有 100.0	資金の援助 役員の兼任	増資の引受 (注2)	35,196	—	—
	Olympus Biotech International Ltd.	所有 直接 100.0	資金の援助	—	—	破産更生債権等 (注3)	3,793

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 特別清算に基づく債権放棄を行っています。
 2. Olympus Corporation of the Americasが行った第三者割当増資の引き受けによるものです。
 3. 破産更生債権等の全額に対し、貸倒引当金を計上しています。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,087円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 300円87銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事象はございません。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

その他の注記

1. 事業構造改革費用

「事業構造改革費用」983百万円は、映像事業を取り巻く市場縮小と変化に対応するため、事業構造を見直したことに伴って発生した費用です。

2. 証券訴訟関連損失

当社は、過去の損失の計上を先送りするために平成13年3月期から平成24年3月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書に虚偽記載を行ったことにより損害を受けたとして、複数の個人及び機関投資家から損害賠償の請求を受けています。「証券訴訟関連損失」2,072百万円は当該損害賠償請求に関連する損失であり、その主な内訳は和解金です。

3. 企業結合関係

共通支配下の取引等

当社は、平成27年4月1日に、当社の完全子会社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社の医療事業（各国における医療機器法規制対応機能及び製造機能の一部を除く）を吸収分割により承継するとともに、当社の完全子会社であるオリンパスイメージング株式会社を吸収合併いたしました。また、上記の組織再編に加え、当社の完全子会社であるオリンパス知的財産サービス株式会社との吸収合併も併せて実施いたしました。これは平成26年12月19日開催の取締役会における決議によるものです。

1. 取引の概要

(1)吸収分割

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 医療事業

事業の内容 医療用内視鏡等医療機器の製造販売（各国における医療機器法規制対応機能及び製造機能の一部を除く）

総資産 143,544百万円

負債 106,397百万円

純資産 37,147百万円

②企業結合日

平成27年4月1日

③企業結合の法的形式

オリンパスメディカルシステムズ株式会社を吸収分割会社とし、オリンパス株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

オリンパス株式会社

(2)吸収合併

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称

オリンパスイメージング株式会社

事業の内容 デジタルカメラ等の製造販売

総資産 39,298百万円

負債 30,485百万円

純資産 8,813百万円

オリンパス知的財産サービス株式会社

事業の内容 知的財産権に関する調査及び分析並びに知的財産権の管理

総資産 269百万円

負債 156百万円

純資産 113百万円

②企業結合日

平成27年4月1日

③企業結合の法的形式

オリンパス株式会社を吸収合併存続会社、オリンパスイメージング株式会社及びオリンパス知的財産サービス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

オリンパス株式会社

(3)取引の目的を含む取引の内容

当社は、「中期ビジョン」を推し進め、次期中長期計画において更なる成長を果たすべく、「One Olympus」を一層推進し、全社経営資源の最適配置・最大活用を実現するために、医療、映像事業の分社体制の見直し等により、医療事業の分社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社及び映像事業の分社であるオリンパスイメージング株式会社の3社間による組織再編を実施いたしました。また、上記の組織再編に加え、当社グループの知的財産権に関連する業務の効率化、機能の強化を図るため、当社の完全子会社であるオリンパス知的財産サービス株式会社との吸収合併も併せて実施することいたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。これにより平成28年3月期の損益計算書において、特別利益として抱合せ株式消滅差益31,716百万円、特別損失として抱合せ株式消滅差損139百万円を計上しています。